

市民会館 3 階会議室

[illegible]

8月教育委員会教育長報告

先月の定例教育委員会以降に開催された主な行事及び今後の教育委員会関係等の主な行事予定を下記のとおり記載し、教育長報告とさせていただきます。

記

1 報告

8月 1日 (土)	立花、清水、富田地区盆踊り大会
8月 2日 (日)	夢づくり調理場探検ツアー
8月 3日 (月)	小学生イングリッシュデイキャンプ (バリクリーン)
8月 4日 (火)	中学生議会
8月 5日 (水)	人権・同和教育主任会
8月 6日 (木)	今治市道徳主任会
8月 7日 (金)	今治市初任者研修会
8月10日 (月)	姉妹都市レイクランド市親善訪問
～14日 (金)	
8月14日 (金)	全国中学校体育大会壮行会
8月18日 (火)	教員採用試験2次 (～21日)
8月21日 (金)	不登校対策支援員研修会
8月22日 (土)	中学生イングリッシュキャンプ (グリーンピア玉川)
～23日 (日)	
8月25日 (火)	東予管内教育長会、今治市特別支援教育主任会
8月26日 (水)	8月定例教育委員会

2 予定

8月27日 (木)	今治市校長会、学校給食レシピ講習会
8月29日 (土)	中学生イングリッシュキャンプ (グリーンピア玉川)
～30日 (日)	
9月 1日 (火)	小・中学校始業式、今治市議会定例会 (初日)
9月 3日 (木)	今治市議会定例会 (代表質問・質疑)
9月 4日 (金)	今治市議会定例会 (一般質問)
9月 5日 (土)	東予地区愛護班活動研究集会 (波方公民館)
9月 6日 (日)	朝倉中運動会
9月 7日 (月)	今治市議会定例会 (一般質問)
9月 8日 (火)	予算特別委員会、学校適正配置地元代表者協議会 (大三島)
9月10日 (木)	教育厚生委員会
9月13日 (日)	中学校運動会 (日吉・関前、近見、立花、桜井、南、西、北郷、玉川 大西、菊間、大島、伯方)
9月18日 (金)	今治市議会定例会 (最終日)
9月19日 (土)	日本一おいしい給食レシピコンテスト
9月24日 (木)	9月定例教育委員会

資料 1

第8回教育委員会議案第39号

令和8年度教育費補正予算に係る意見聴取について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29条の規定により、今治市長より意見を求められたため、令和8年度教育費補正予算について、意見を聴取する。

令和8年8月26日 提出

今治市教育委員会
教育長 小澤 和樹

令和8年度今治市一般会計補正予算（第2号）

令和8年度今治市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ596,464千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ86,869,150千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和8年9月1日 提出

今治市長 徳 永 繁 樹

令和8年度 教育費（総括）

（単位 千円）

教育費現計予算	9,538,423
今回補正額	84,401
計	9,622,824

歳入

[illegible]

(単位 千円)

節		説明
区 分	金 額	
1 小学校管理費	1,092	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金
3 中学校管理費	630	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金
6 文化振興費	13,300	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金
10 図書館費	3,500	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金
21 保険体育総務費	1,750	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金

歳 出

款 項 目	補 正 前	補 正 額	計	補正予算額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
10 教育費	9,538,423	84,401	9,622,824	73,522	10,879
1 教育総務費	1,302,133	2,491	1,304,624	0	2,491
2 事務局費	1,058,684	2,491	1,061,175	0	2,491
2 小学校費	1,503,000	43,470	1,546,470	39,492	3,978
1 小学校管理費	1,475,585	43,470	1,519,055	39,492	3,978
				(内訳) 国庫支出金 1,092 地方債 23,400 諸収入 15,000	

(単位 千円)

節		説 明	目 の 説 明
区 分	金 額		
1 報 酬	1,389	報 酬 パートタイム会計年度任用職員給(1人)	会計年度任用職員給与費 (地域おこし)
3 職員手当等	140	一般職期末手当 77 勤勉手当 63	1,804 事務局運営費
4 共 済 費	263	社会保険料 163 一般職共済組合負担金(会計年度任用職員) 100	687
8 旅 費	58	通勤手当相当(報酬)(パートタイム会計年度任用職員) 12 費用弁償 46	
10 需 用 費	100	消耗品費 50 備品修繕費 50	
13 使用料及び 賃借料	11	会場使用料	
18 負担金補助 及び交付金	530	負担金 30 諸会出席 補助金 500 地域おこし協力隊地域定着事業費	
10 需 用 費	7,280	消耗品費 1,560 維持修繕費 5,720	学校運営費 28,470
11 役 務 費	2,808	通信運搬費	健康管理費
12 委 託 料	5,720	その他委託料 ネットワーク業務委託料	15,000
13 使用料及び 賃借料	702	ソフトウェア使用料	
17 備品購入費	11,960	事務用器具	

歳 出

款 項 目	補 正 前	補 正 額	計	補正予算額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
3 中学校費	1,256,711	17,640	1,274,351	15,480	2,160
1 中学校管理費	1,189,969	17,640	1,207,609	15,480	2,160
				(内訳) 国庫支出金 630 地方債 12,600 諸収入 2,250	
4 社会教育費	2,177,563	18,300	2,195,863	16,800	1,500
6 図書館費	306,561	5,000	311,561	3,500	1,500
				(内訳) 国庫支出金 3,500	
7 文化振興費	56,947	13,300	70,247	13,300	0
				(内訳) 国庫支出金 13,300	
5 保健体育費	3,299,016	2,500	3,301,516	1,750	750
1 保健体育総務費	944,024	2,500	946,524	1,750	750
				(内訳) 国庫支出金 1,750	

(単位 千円)

節		説 明	目 の 説 明
区 分	金 額		
18 負担金補助 及び交付金	15,000	日本スポーツ振興センター共済給付金	
10 需 用 費	3,980	消耗品費 900 維持修繕費 3,080	学校運営費 15,390
11 役 務 費	1,512	通信運搬費	健康管理費
12 委 託 料	3,080	その他委託料 ネットワーク業務委託料	2,250
13 使用料及び 賃借料	378	ソフトウェア使用料	
17 備品購入費	6,440	事務用器具	
18 負担金補助 及び交付金	2,250	日本スポーツ振興センター共済給付金	
13 使用料及び 賃借料	5,000	ライセンス使用料	図書館管理運営費 5,000
18 負担金補助 及び交付金	13,300	負担金 今治文化観光創造プロジェクトチーム	文化振興事業費 13,300
13 使用料及び 賃借料	2,500	使用料及び賃借料	地域スポーツ振興費 2,500

資料 2

第11回 教育委員会議案第40号

今治市奨学金貸付条例の一部を改正する条例制定に係る意見聴取について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、今治市長より意見を求められたため、今治市奨学金貸付条例の一部を改正する条例制定について、意見を聴取する。

令和8年8月26日提出

今治市教育委員会

教育長 小澤 和樹

「理 由」

奨学金の貸付金額を改定し、その他所要の改正をしようとするもの。

今治市奨学金貸付条例の一部を改正する条例

今治市奨学金貸付条例（平成17年今治市条例第77号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「高等学校」の次に「（中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）」を加える。

第3条第1項第2号中「30,000円」を「50,000円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、施行の日の前日までに、この条例による改正前の今治市奨学金貸付条例の規定により貸付けの決定をされた奨学金については、なお従前の例による。

「参 考」

今治市奨学金貸付条例改正条項新旧対照表

新	旧
(奨学生の資格) 第2条 奨学金の貸付けを受ける者(以下「奨学生」という。)は、次に該当する者でなければならない。 (1) 略 (2) 高等学校<u>(中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。)</u>、高等専門学校、大学又は専修学校(専門課程)に在学する者 (3)～(5) 略 (貸付額等) 第3条 奨学金の貸付金額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める金額以内とする。 (1) 略 (2) 大学又は専修学校(専門課程)の奨学生 月額<u>50,000円</u> 2・3 略	(奨学生の資格) 第2条 奨学金の貸付けを受ける者(以下「奨学生」という。)は、次に該当する者でなければならない。 (1) 略 (2) 高等学校_____、高等専門学校、大学又は専修学校(専門課程)に在学する者 (3)～(5) 略 (貸付額等) 第3条 奨学金の貸付金額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める金額以内とする。 (1) 略 (2) 大学又は専修学校(専門課程)の奨学生 月額<u>30,000円</u> 2・3 略

資料 3

第 11 回教育委員会議案第 41 号

今治市公民館運営審議会委員の委嘱について

標記のことについて、社会教育法第 30 条第 1 項の規定により別紙の者に委嘱する。

令和 8 年 8 月 26 日提出

今治市教育委員会
教育長 小澤 和樹

「理 由」
欠員補充による

今治市公民館運営審議会委員候補者名簿

館名 今治市玉川公民館

候補者	氏 名	区 分	備 考
	脇阪 由美	学校教育の関係者	鴨部小学校 校長
	斧 純司	学校教育の関係者	玉川中学校 校長
	越智 平	社会教育の関係者	玉川小中学校PTA連合会 会長
任 期		令和 8 年 8 月 26 日 ～ 令和 9 年 2 月 23 日	

退 任 委 員

前任者	氏 名	区 分	備 考
	西坂 淳	学校教育の関係者	鴨部小学校 校長
	森谷 端	学校教育の関係者	玉川中学校 校長
	矢野 洋平	社会教育の関係者	玉川小中学校PTA連合会 会長

今治市公民館運営審議会委員候補者名簿

館名 今治市宮窪公民館

候補者	氏 名	区 分	備 考
	船端 崇	学校教育の関係者	大島中学校長
	大沢 勇司	学校教育の関係者	宮窪小学校長
任 期		令和 8 年 8 月 26 日 ～ 令和 9 年 2 月 23 日	

退 任 委 員

前任者	氏 名	区 分	備 考
	正岡 宗昭	学校教育の関係者	大島中学校長
	柳原 郁	学校教育の関係者	宮窪小学校長
	藤森 麻里子	社会教育の関係者	宮窪認定こども園保護者会長

「参 照」

社会教育法（抜すい）

（公民館運営審議会）

第 29 条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

第 30 条 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、当該市町村の教育委員会が委嘱する。

2 前項の公民館運営審議会の委員の委嘱の基準、定数及び任期その他当該公民館運営審議会に関し必要な事項は、当該市町村の条例で定める。この場合において、委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を条例で
定めるに当たって参酌すべき基準を定める省令

社会教育法第 30 条第 2 項の文部科学省令で定める基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱することとする。

今治市公民館条例（抜すい）

（審議会）

第 11 条 法第 29 条第 1 項の規定により、公民館ごとに公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、公民館ごとに委員 12 人以内をもって組織し、その委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- （1）学校教育及び社会教育の関係者
- （2）家庭教育の向上に資する活動を行う者
- （3）学識経験のある者

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 特定の地位又は職により委嘱された委員の任期は、当該地位又は職にある期間とする。

「参 考」 今治市玉川公民館運営審議会委員名簿

候 補 者	氏 名	区 分	備 考	
	脇阪 由美	学校教育の関係者	鴨部小学校 校長	交替
	松本 拓司	学校教育の関係者	九和小学校 校長	
	斧 純司	学校教育の関係者	玉川中学校 校長	交替
	越智 平	社会教育の関係者	玉川町小中学校PTA連合会 会長	交替
	越智 吉朗	社会教育の関係者	今治市スポーツ協会玉川支部 支部長	
	山本 志津香	社会教育の関係者	今治市スポーツ推進委員玉川支部 副支部長	
	岡崎 玲子	社会教育の関係者	今治市文化協会 玉川支部	
	別府 明美	学識経験のある者	学識経験者	
	阿部 佳代	社会教育の関係者	玉川公民館登録団体	
	井原 文彦	社会教育の関係者	今治市青少年補導委員会玉川支部 支部長	
	井出 サツミ	学識経験のある者	学識経験者	
	小山田 成実	学識経験のある者	学識経験者	
	任 期	令和 7 年 2 月 24 日 ～ 令和 9 年 2 月 23 日		

交替

令和 8 年 8 月 26 日 ～ 令和 9 年 2 月 23 日

「参 考」今治市宮窪公民館運営審議会委員名簿

候補者	氏 名	区 分	備 考	
	船端 崇	学校教育の関係者	大島中学校長	交替
	大沢 勇司	学校教育の関係者	宮窪小学校長	交替
	高橋 剛	家庭教育の向上に資する活動を行う者	宮窪地区民生児童委員協議会長	
	村上 知津子	学識経験のある者	今治保護司会第7分区	
	阪口 リカ	社会教育の関係者	今治市連合婦人会宮窪地区婦人 会長	
	岡本 嘉治	社会教育の関係者	今治市文化協会宮窪支部長	
	村上 麗子	社会教育の関係者	今治市スポーツ推進員連絡協議 会宮窪支部	
	村上 浩一	社会教育の関係者	宮窪町青少年育成協議会長	
	矢野 敏彦	社会教育の関係者	今治市スポーツ協会宮窪支部理 事長	
	藤井 多津子	学識経験のある者	学識経験者	
	任 期	令和 7 年 2 月 24 日 ～ 令和 9 年 2 月 23 日		

交替 令和 8 年 8 月 26 日 ～ 令和 9 年 2 月 23 日

資料 4

第 11 回教育委員会議案第 42 号

今治市青少年センター運営協議会委員の委嘱について

標記のことについて、今治市青少年センター条例第 5 条の規定により別紙の者に委嘱する。

令和 8 年 8 月 26 日 提出

今治市教育委員会
教育長 小澤 和樹

「理 由」
欠員補充による

今治市青少年センター運営協議会委員候補者名簿

候補者	氏 名	区 分	備 考
	井上 貴臣	警察の機関の代表	今治警察署生活安全課長
	森 一男	教育の機関の代表	今治地区高等学校等 生徒指導連絡協議会会長 今治精華高等学校校長
	兼頭 佑輔	教育の機関の代表	今治市小中学校 生徒指導主事会代表 近見中学校教諭
任 期		令和8年8月26日 ～ 令和9年7月31日	

退 任 委 員

前任者	氏 名	区 分	備 考
	毛利 光博	警察の機関の代表	今治警察署生活安全課長
	野住 幹生	教育の機関の代表	今治地区高等学校等 生徒指導連絡協議会会長 FC今治高等学校明德校校長
	村上 大和	教育の機関の代表	今治市小中学校 生徒指導主事会代表 桜井小学校教諭

「参 照」

今治市青少年センター条例（抜すい）

（運営協議会）

第5条 センターの適正な運営を図るため、今治市青少年センター運営協議会を置く。

- 2 今治市青少年センター運営協議会の委員(以下この条において「委員」という。)は、20人以内をもって組織し、今治市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

今治市青少年センター条例施行規則（抜すい）

（運営協議会委員）

第5条 条例第5条第2項に規定する今治市青少年センター運営協議会(以下「運営協議会」という。)の委員は、警察、教育、児童福祉、労働等の機関及び民間有志者の代表等のうちから今治市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱する。

「参考」

今治市青少年センター運営協議会委員名簿

氏 名	区 分	備 考	
松田 敏彦	民間有志者の代表	今治市社会福祉協議会会長	
原田 道照	民間有志者の代表	今治市青少年補導委員会会長	
井上 貴臣	警察の機関の代表	今治警察署生活安全課長	交替
田坂 勝彦	民間有志者の代表	今治地区防犯協会副会長	
森 一男	教育の機関の代表	今治地区高等学校等生徒指導連絡協議会会長 今治精華高等学校校長	交替
山口 早苗	児童福祉の機関の代表	今治市民生児童委員協議会 主任児童委員部会部長	
谷川 勝美	民間有志者の代表	今治地区保護司会副会長	
森田 悦子	民間有志者の代表	今治市連合婦人会副会長	
長尾 正人	民間有志者の代表	今治市PTA連合会会長	
森 泰祐	教育の機関の代表	今治市小中学校長会理事 南中学校長	
倉瀬 賢典	教育の機関の代表	東予教育事務所地域教育推進課 学校教育グループ指導主事	
兼頭 佑輔	教育の機関の代表	今治市小中学校生徒指導主事会世話係 近見中学校教諭	交替
越智 幹男	民間有志者の代表	今治市青少年補導委員会副会長	
丹下 信子	民間有志者の代表	今治市青少年補導委員会近見支部長	
近藤 りか	民間有志者の代表	今治市青少年補導委員会波止浜副支部長	
任 期	令和7年8月1日～令和9年7月31日 交替（令和8年8月26日～令和9年7月31日）		

第42号一

損害賠償額の決定及び和解について

標記について地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年7月27日

今治市長 徳 永 繁 樹

記

- 1 和解の相手方 省略
- 2 事故の概要 令和8年6月1日14時30分頃、本市学校給食課職員が運転する市有貨物自動車が、今治市立立花小学校調理場の駐車場（今治市立花町四丁目44番1）において、出庫のため右斜め前に前進したところ、右隣に駐車していた相手方所有の乗用自動車と接触し、同車両が破損した。
- 3 損害賠償額 支払額 145,549円